

各 位

西武鉄道株式会社

四日市市日永東地区所有地における土壌調査結果について

西武鉄道株式会社（本社：埼玉県所沢市、社長：後藤高志）では、四日市市日永東地区所有地（三重県四日市市日永東 3-6-26）において、自主的な土壌・地下水調査を実施したところ、当該敷地内の土壌において土壌汚染対策法の基準値を超えた物質が検出されましたので、お知らせいたします。なお、当該調査結果については、「三重県生活環境の保全に関する条例」第 72 条の 4 第 1 項に基づき、2010 年 3 月 1 日に四日市市にご報告させていただきました。

記

1. 調査の経緯および結果

2009 年 12 月に実施しました表層部の調査において、敷地の一部から土壌溶出量基準値を超過する砒素が確認されました。その後、深さ方向に深度 5m まで追加調査を実施したところ、深度 0.5m においても同物質の溶出量基準の超過が確認されました。

なお、敷地内の地下水を調査したところ、砒素について地下水環境基準値に適合していることが確認されました。

物質	基準超過地点数	基準超過状況 (基準の倍数)	超過確認の深度	指定基準
砒素 (溶出量)	1 地点	0.016 mg/l ~ 0.038 mg/l (1.6 倍 ~ 3.8 倍)	表層 ~ 0.5m	0.01mg/l

※深度 1.0m 以深の土壌については基準値に適合しておりました。

2. 土地の履歴及び汚染原因の推定

当該地は、当社が取得する以前は西武運輸株の営業所及び荷捌き所として利用しており、有害物質等の取扱はございませんでした。また、西武運輸株が所有する以前は水田として利用されておりました。

過去の土地利用において有害物質の取扱履歴はございませんでしたので、詳細原因は不明です。

3. 健康への影響について

本件の場合、環境大臣が指定した調査機関である国際環境ソリューションズ株の見解によると、「土壌の直接摂取による健康への影響については問題なく、また地下水については地下水環境基準値に適合しており、地下水飲用による健康への影響についても問題はない」とのことです。

なお、土壌溶出量基準値を超過した範囲については全域がアスファルト舗装により覆われておりますので、表層土壌が敷地外に飛散する状況にございません。

4. 今後の対応について

恒久的な対策については、行政のご指導を仰ぎながら、土壌入れ替え工事を実施いたします。

近隣の皆さまへは大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしますが、周辺への影響がないよう万全な対策を行いますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上